

議案第54号

天理市自転車等駐車場条例の一部改正について

天理市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成17年12月8日提出

天理市長 南 佳 策

天理市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第13条を第17条とし、第12条を削り、第11条を第16条とする。

第10条第1項中「施設、設備若しくは器具」を「施設等」に改め、同条を第15条とする。

第9条を第14条とし、第5条から第8条までを5条ずつ繰り下げる。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とし、第3条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、駐車場の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定の手續）

第5条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、駐車場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

（指定管理者の指定等の公告）

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(開場時間及び休場)

第7条 駐車場の開場時間及び休場については、規則で定める。

(業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場の利用に関すること。
- (2) 駐車場の施設、設備及び器具(以下「施設等」という。)の維持管理  
(大規模な改修に係るものを除く。)に関すること。
- (3) その他駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務  
別表中「第6条関係」を「第12条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第5条及び第6条の規定による指定管理者の指定  
の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。